

1 2月市議会に提出される住民投票条例案についての緊急声明

1 武蔵野市住民投票条例案が、市内に3か月以上住んでいる外国籍市民を住民投票の資格者に含めるとしたことに賛成する。

憲法が定める地方自治とは、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地域の住民の意思に基づきその地域の地方公共団体が処理するという制度を保障するものである。そうであれば、自治体の住民のすべてが地域の自己決定に参加するのが自治の原点というべきである。

武蔵野市に定住する外国籍市民の意思が、武蔵野市政に反映されるということは、地方自治、住民自治をさらにあるべき姿に深化・発展させるものであり、今回の住民投票条例案が、外国籍定住市民を住民投票の有資格者に含めるとしたことに、私たちは賛成する。

武蔵野市が行った無作為抽出市民アンケートでは、73.2%の市民が「外国籍市民も投票資格者に含める」との市の考え方に賛成し、自由記述の賛成意見には、「武蔵野市で生活している同じ住民であり、市民であることに変わりはない」、「多様な立場の市民の意思を問うことには意味がある」など、真っ直ぐで寛容な意見が多く見られる。私たちはこれに強く共感する。

なお、住民投票の資格は選挙権ではない。住民投票の資格を認めることは、選挙権を認めることになるとの反対意見があるが、これは明らかな誤導である。選挙権の有無は、国の法律レベルの問題であって、条例は権限外である。また、反対論者の中には、最高裁平成7年2月28日判決により、外国人に地方参政権を認めることは憲法違反とされたとする者があるが誤りである。同判決は、法律で外国人に地方参政権を与えることは憲法では禁止されていないとしている。ましてや、住民投票の投票権を付与することが憲法違反となることなど全くあり得ない。

2 外国籍市民に投票資格を認める住民投票条例案が提出予定議案とされて以降、議案提出を断念させようと武蔵野市役所等に街宣車が押し寄せて大音量で騒ぎたてるなどの威迫的行動が行われているが、直ちに中止するべきである。

条例案は、そのもととなった自治基本条例の検討から言えば、すでに5年以上に及ぶ検討が行われてきた。狭義の住民投票条例に限っても、1年近くにわたり、市職員での検討委員会のみならず、市議会議員への行政報告、市民からのパブリックコメントの募集、市議会各会派の意見聴取、市民意見交換会、無作為抽出市民アンケートの実施、コミュニティセンターでの意見交換会など様々な形で意見を聴取して、その案はまとめられたのであり、議会に提出するための十分な市民参加、議員参加を経ている。

にもかかわらず、かつて武蔵野市内で経験したことがないような、威圧的な宣伝行動や市当局・市長個人への脅迫まがいの行動が跋扈し、条例案の取り下げを強要している。暴力が、自由な言論・討議を阻害することがあってはならない。武蔵野市議会における自由で理性的な議論によって、結論を得ることこそが求められている。条例案への意見の違いを越え、このような暴力的行動を中止させ、排除するよう力を合わせることを、全市に呼びかける。

2021年11月18日